

# 環境報告書

2022年度

活動期間

2022年 4月～2023年 3月

発行 2023年7月1日

見直し日 2024年5月16日



1. 組織の概要

- (1) 事業所名：株式会社カンセイ
- (2) 代表者名：代表取締役 大谷航平
- (3) 所在地：本社 三重県鈴鹿市北玉垣町58番地の1  
津賀事業所 三重県鈴鹿市津賀町字東条854番地の2  
亀山営業所 三重県亀山市太森町1408-8
- (4) 事業内容：1. 産業廃棄物の収集運搬（積替え保管を含む）、特別管理産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分（中間処理）  
2. 一般廃棄物の収集運搬  
3. 浄化槽保守点検
- (5) 資本金：10,000,000円
- (6) 沿革：1980年7月設立  
1993年7月三重県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得  
1995年1月三重県産業廃棄物収集運搬業許可取得  
1995年3月三重県産業廃棄物処分業許可取得  
1997年5月岐阜県産業廃棄物収集運搬業許可取得  
1997年6月愛知県産業廃棄物収集運搬業許可取得  
1998年4月鈴鹿市一般廃棄物収集運搬業許可取得  
2001年6月滋賀県産業廃棄物収集運搬業許可取得  
2019年4月M-EMS活動を開始  
2020年6月M-EMS登録  
2020年7月愛知県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得  
2020年8月EA21相互認証  
2020年8月京都府産業廃棄物収集運搬業許可取得

(7) 事業規模

- ① 売上：317,789,400円
- ② 従業員数：38名（内パートタイマー25名を含む）
- ③ 敷地面積：延床面積
  - ・本社・事務所 敷地面積：3145.31㎡ 延床面積：1874.05㎡
  - ・中間処理施設 敷地面積：8110.62㎡ 延床面積：491.43㎡
  - ・亀山事業所 敷地面積：1746㎡ 延床面積：6㎡

(8) 許認可一覧と許可品目

1) 産業廃棄物関係

許可の内容	有効期限／許可行政	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号：02413007764	有効期限：R3年11月18日 ～R8年11月17日 許可行政：三重県	（積替え・保管を含む） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、 金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上9種類 （積替え・保管を除く） 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀

		含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、銻さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上7種類
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 02100007764	有効期限: R4年5月13日 ~R9年5月12日 許可行政: 岐阜県	(積替え・保管を除く) 燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず 金属くず 以上7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 廃油、廃アルカリ、動植物性残さ、銻さい、ばいじん 以上15種類
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 02300007764	有効期限: R4年6月26日 ~R9年6月25日 許可行政: 愛知県	(積替え・保管を除く) 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。) 、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。) )、銻さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) )、ダスト類 以上15品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 02501007764	有効期限: R3年5月29日 ~R8年5月28日 許可行政: 滋賀県	(積替えのための保管を除く収集運搬) 汚泥(無機性汚泥に限る)/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 以上9項目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 02600007764	有効期限: R2年8月27日 ~R7年8月26日 許可行政: 京都府	(積替え又は保管を含まない) 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、銻さい、がれき類、ばいじん 以上15種類
特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号: 02453007764	有効期限: R5年7月1日 ~R10年6月30日 許可行政: 三重県	(積替え・保管を除く) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上4種類
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	有効期限: R2年7月15日 ~R7年7月14日	(積替え・保管を除く) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

許可番号：02350007764	許可行政：愛知県	以上3品目
------------------	----------	-------

産業廃棄物処分業 許可番号：02423007764	有効期限：R4年1月5日 ～R8年11月17日 許可行政：三重県	【中間処理】 破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） ）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を 除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上10種類 脱水：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類 分級：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類 発酵：動植物性残さ（コーヒー豆、コーヒー豆皮、 コーヒーかす、コーヒーの付帯物に限る。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類
------------------------------	--	--

2) 一般廃棄物関係

許認可の事業	市町村	許可番号	許可年月日	許可期限
一般廃棄物収集運搬業	鈴鹿市	第1153-25号	R4年4月1日	R6年3月31日
一般廃棄物収集運搬業	亀山市	亀山23第26号	R5年4月1日	R7年3月31日
一般廃棄物収集運搬業	四日市市	第155号	R4年4月1日	R6年3月31日
一般廃棄物収集運搬業	津市	第223号	R4年4月1日	R6年3月31日

・積替え保管

所在地及び面積	廃棄物の種類	保管上限	許可行政
三重県鈴鹿市津賀町字 東条854番地の2 (215.08㎡)	廃プラスチック類（石綿含有産業 廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガ ラスクズ等（石綿含有産業廃棄物 を除く。）、がれき類（石綿含有産 業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産 業廃棄物を除く。） 以上8種類	選別前 48m <sup>3</sup> 選別後 60m <sup>3</sup>	第02413007764号
	廃プラスチック類（石綿含有産業 廃棄物を含む。） （上記品目は、水銀使用製品産業 廃棄物を除く。） 以上1種類	2m <sup>3</sup>	

<p>廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	36m <sup>3</sup>
<p>紙くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	22m <sup>3</sup>
<p>木くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	34m <sup>3</sup>
<p>繊維くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	2m <sup>3</sup>
<p>動植物性残さ （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	8m <sup>3</sup>
<p>ゴムくず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	2m <sup>3</sup>
<p>金属くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	7m <sup>3</sup>
<p>ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	2m <sup>3</sup>
<p>ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	6m <sup>3</sup>
<p>がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	2m <sup>3</sup>
<p>がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類</p>	6m <sup>3</sup>
<p>廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上3種類</p>	4m <sup>3</sup>

(9) 取扱い産業廃棄物

・産業廃棄物の収集運搬実績

収集運搬実績	単位	2020年度	2021年度	2022年度
一般廃棄物	t	788.08	779.23	647.67
産業廃棄物	t	2,289.21	2,147.35	2,274.32
特管産業廃棄物	t	1.47	0.54	0.006

・運搬車両の種類と台数

車両の種類	台数	最大積載量(Kg)	備 考
塵芥車	5台	1,900~3,250	一般廃棄物・産業廃棄物専用
清掃車	4台	1,750~8,400	一般廃棄物・産業廃棄物専用
ダンプ	1台	2,000	一般廃棄物・産業廃棄物専用
コンテナ専用車	1台	9,000	一般廃棄物・産業廃棄物専用
脱着装置付コンテナ専用車	3台	2,000~4,050	一般廃棄物・産業廃棄物専用
キャブオーバ	3台	1,000~2,450	一般廃棄物・産業廃棄物専用
コンテナ専用車	1台	4,000	一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物専用

・ 中間処理実績

処理実績	単位	2020年度	2021年度	2022年度
<b>中間処理量(分級)</b> ・汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。) 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	t	0	0	0
<b>中間処理量(脱水)</b> ・汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。) 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	t	1,075.70	726.56	477.69
<b>中間処理量(破碎)</b> ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、鋸さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	t	328.68	398.28	廃プラスチック類 60.66 木くず 26.05 動植物性残さ 38.46 管理型混合廃棄物 6.01 建設混合廃棄物 11.16 管理型建設混合廃棄物 15.83 <b>計 158.17</b>
<b>中間処理量(発酵)</b> ・動植物性残さ(コーヒー豆、コーヒー豆皮、コーヒーかす、コーヒーの付帯物に限る。) 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	t			152.08

・ 中間処理施設の種類の種類及び処理能力

・ 処理施設 (設備)

- 分級機 : (株) N I K K E N NS-2530
- 脱水機 : (株) ジャストエンジニアリング
- 破碎機 : (株) 松野工業所 NH3004型
- 破碎機 : 宝田工業(株) CHA-1型
- 重機 : 日立EX200ユンボ、北越AX30Uユンボ、日立ZX130Kユンボ、コマツFH35-2リフト

・ 処理能力

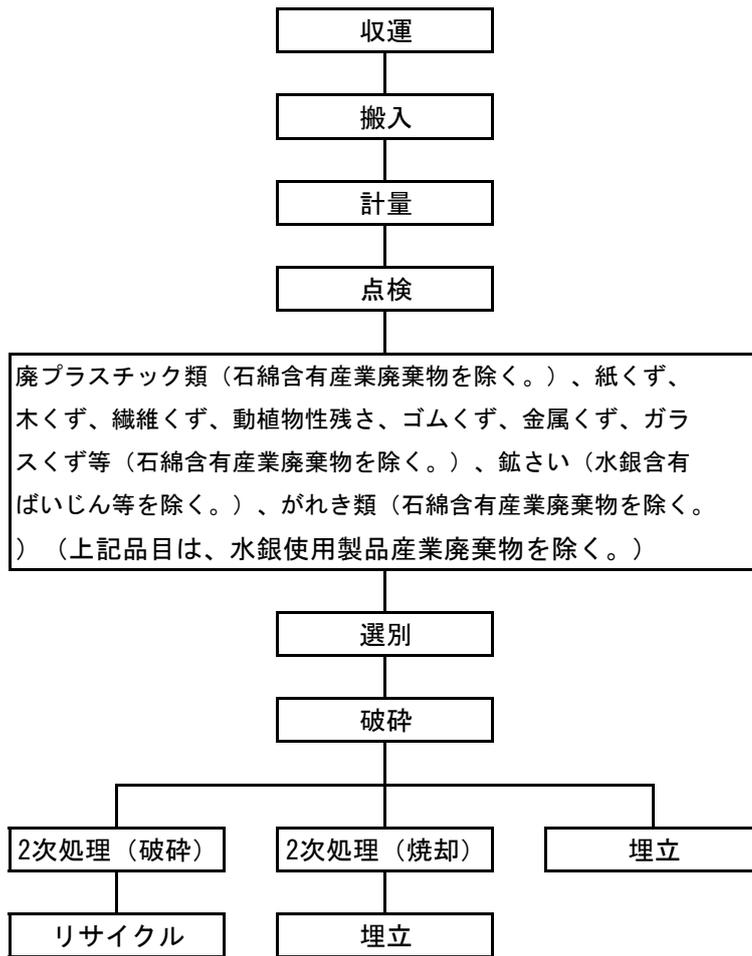
- 破碎 : 廃プラスチック類4.60 t / 日、紙くず7.00 t / 日、木くず4.80 t / 日、繊維くず5.80 t / 日、動植物性残さ11.80 t / 日、鋸さい13.80 t / 日、ゴムくず6.80 t / 日、金属くず20.00 t / 日、ガラスくず等17.80 t / 日、がれき類4.90 t / 日 (8h)
- 破碎 : 動植物性残さ1.14 t / 日 (8h)
- 脱水 : 汚泥9.70m<sup>3</sup> / 日 (8h)
- 分級 : 汚泥320.00m<sup>3</sup> / 日 (8h)
- 発酵 : 動植物性残さ2.40 t / 日

・ 許可品目

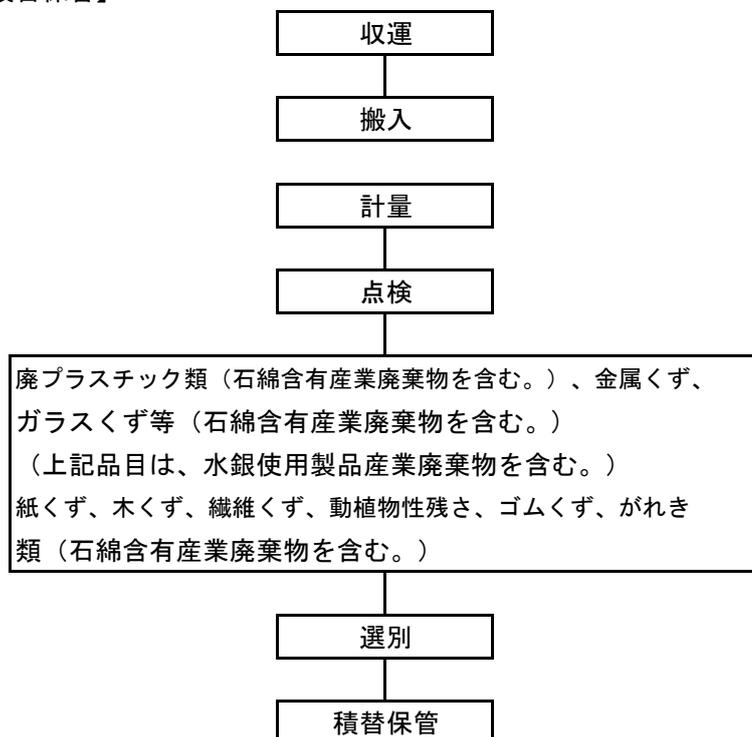
- 破碎 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、鋸さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)  
 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。 以上10種類
- 脱水 : 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)  
 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。 以上1種類
- 分級 : 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)  
 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。 以上1種類
- 発酵 : 動植物性残さ(コーヒー豆、コーヒー豆皮、コーヒーかす、コーヒーの付帯物に限る。)  
 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。 以上1種類

・ 処理工程図

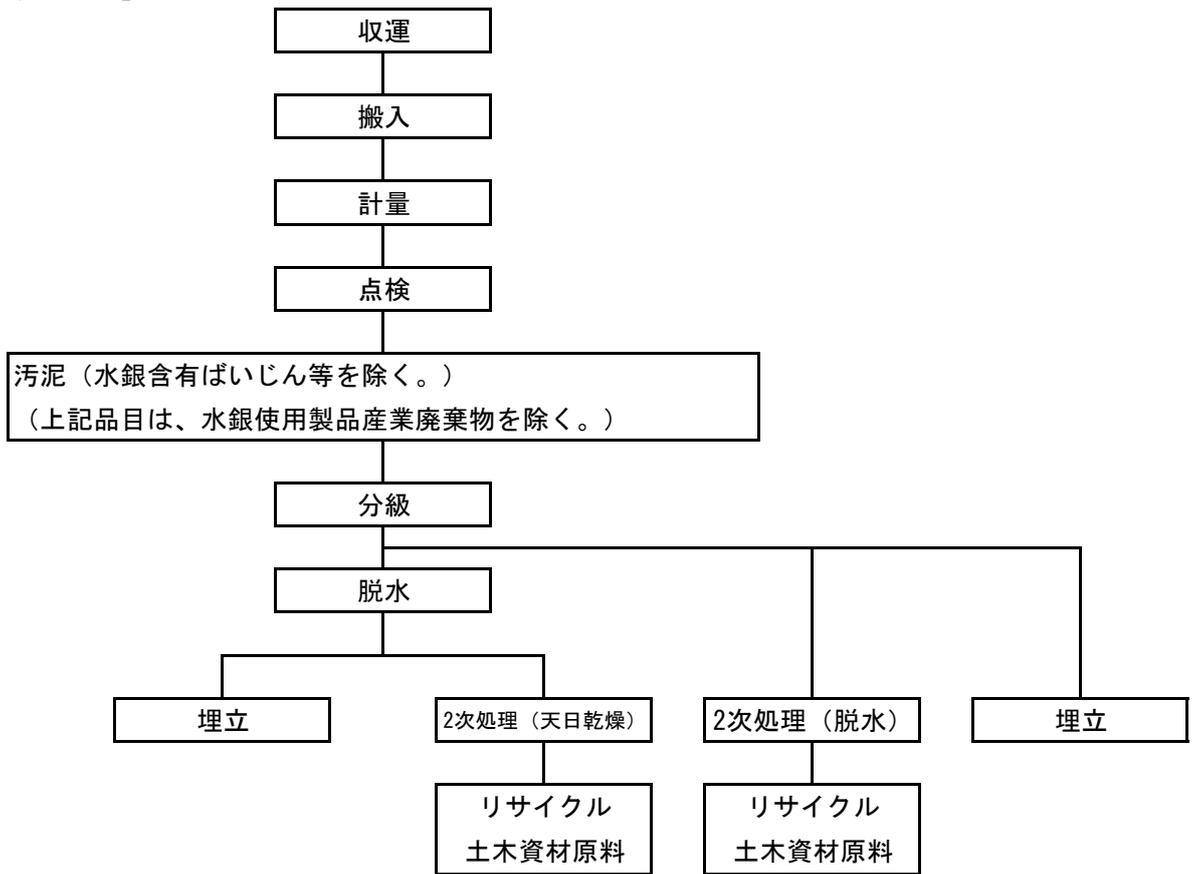
【破碎】



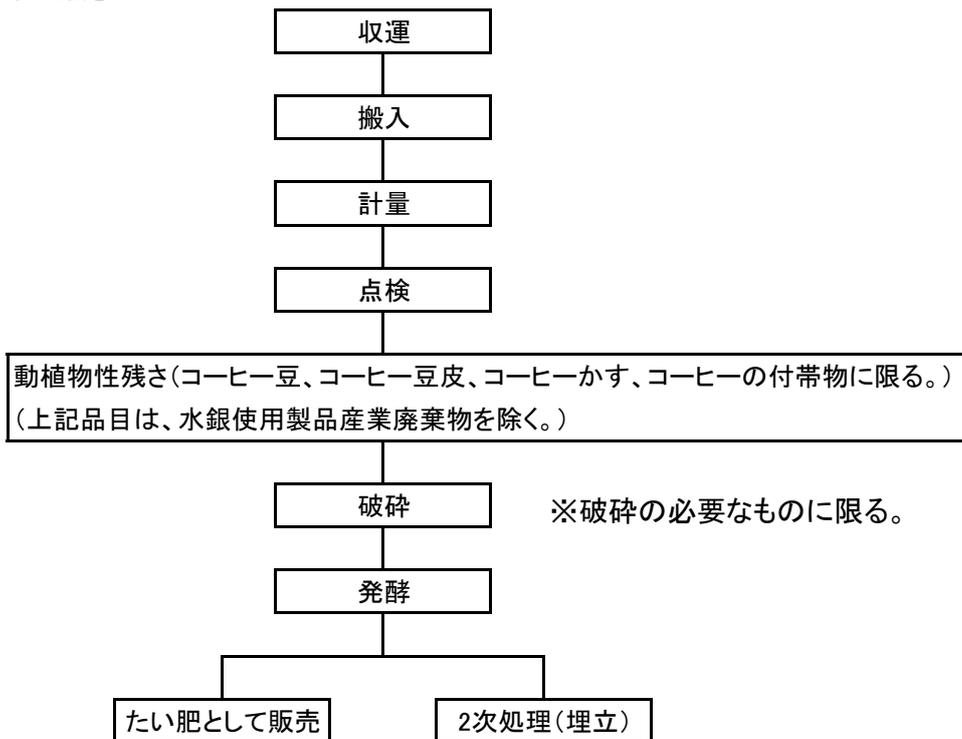
【積替保管】



【分級・脱水】



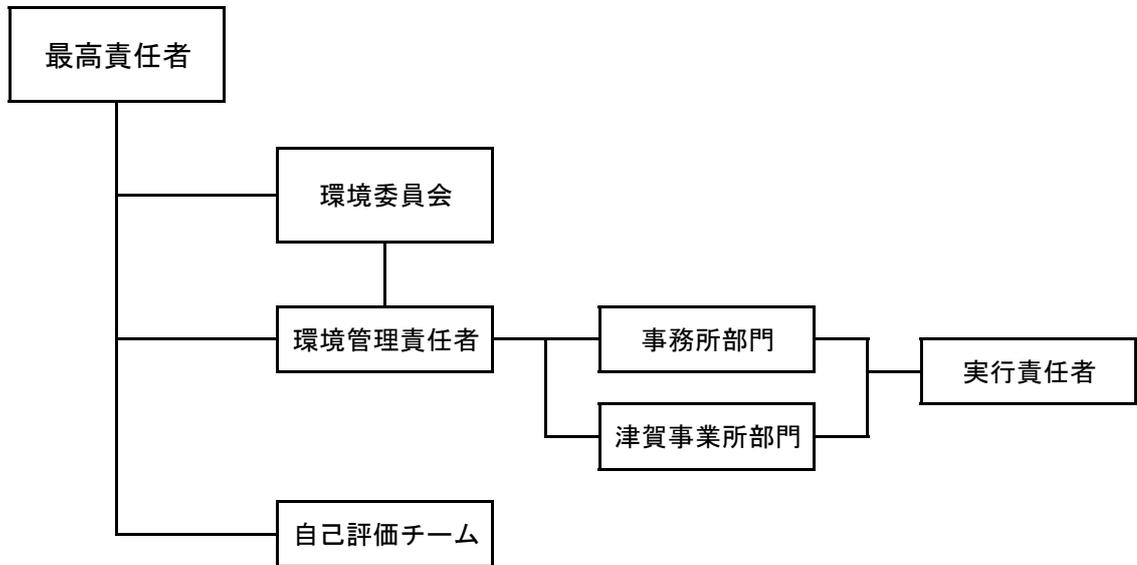
【破碎・発酵】



(10) 廃棄物の処理料金

運搬距離、廃棄物内容、回収形態により都度見積もりを行う。

(11) 環境活動の取組体制



環境管理責任者 : 坂口 義猛      担当者 : 岩崎 奈緒  
担当者連絡先 : TEL (059) 382-1265    FAX (059) 382-8094

## 2. 登録対象

### (1) 登録内容

M-EMS登録証

登録日：2020年6月1日

登録期限：2024年5月31日

登録番号：M-EMS2W-0020 KES2W-5-0020

### (2) 登録範囲

産業廃棄物（積替え・保管を含む）、特別管理産業廃棄物並びに一般廃棄物の  
収集運搬及び産業廃棄物の処分（中間処理）、浄化槽保守点検

### (3) 対象事業所

本社・事務所 三重県鈴鹿市北玉垣町58番地の1

津賀事業所（中間処理施設） 三重県鈴鹿市津賀町字東条854番地の2

津賀事業所（積替え保管施設） 三重県鈴鹿市津賀町字東条854番地の2

### 3. 環境宣言

## 環 境 宣 言

### 基本理念

株式会社カンセイは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。

### 方 針

株式会社カンセイは、産業廃棄物の収集運搬業務（積替え保管を含む）、産業廃棄物中間処理業務、特別管理産業廃棄物の収集運搬業務、一般廃棄物の収集運搬業務、浄化槽保守点検業務に係わる全ての活動、製品及びサービスの環境影響を改善するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。  
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。
2. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
  - (1) 電力使用量の削減
  - (2) 燃費（軽油使用量）の向上
  - (3) 水使用量の削減
  - (4) 環境・教育・啓発活動
  - (5) 分別・リサイクル推進活動
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動及び環境保護を積極的に実践できるように、この環境宣言を組織の全員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。
5. 三重県および鈴鹿市の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、環境改善目標を設定するとともに、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2019年 4月 1日

株式会社カンセイ  
代表取締役 大谷 航平

#### 4. 環境改善目標

2021年度以降3年間の環境改善目標

※ 2022～2023年度の基準年度：（2019年～2021年度実績の平均値）

2021年度の基準年度：（2018年度実績）

環境改善目標		単位	(基準年度実績)	目標値・実績			
				2021年度	2022年度	2023年度	
二酸化炭素 排出量の削減	電力使用量 基準年度比 削減	kWh/年	・ 66,965 kWh (2021年度) ・ 65,369 kWh (2022 & 2023年 度)	目標 (基準年度比)	3%削減 (64,956kWh)	1%削減 (64,716kWh)	1%削減 (64,716kWh)
				実績	0.2%削減 66,804kWh	15.8%削減 54,996kWh	
	燃費（軽油使 用量） 基準年度比 向上	km/L	・ 4.25km/l (2021年度) ・ 4.43km/l (2022 & 2023年 度)	目標 (基準年度比)	2%向上 (4.33km/L)	1%向上 (4.47km/L)	1%向上 (4.47km/L)
				実績	3.8%向上 4.41km/L	35%向上 5.98km/L	
総排出量（又は水使用量）の削減 基準年度比		m <sup>3</sup> /年	・ 950m <sup>3</sup> (2021年度) ・ 829m <sup>3</sup> (2022 & 2023)	目標 (基準年度比)	3%削減 (921m <sup>3</sup> )	1%削減 (821m <sup>3</sup> )	2%削減 (813m <sup>3</sup> )
				実績	25%削減 720m <sup>3</sup>	21.4%削減 651m <sup>3</sup>	
環境・教育・啓発活動 基準年度比 維持		回/年	12回 (2021～2023 年度)	目標 (基準年度比)	維持 12回	維持 12回	維持 12回
				実績	10回	12回	
分別・リサイクル推進活動 基準年度比向上		回/年	・ 112回 (2021年 度) ・ 139回 (2022 & 2023年度)	目標 (基準年度比)	7%向上 120回	1%向上 140回	2%向上 (141回)
				実績	39%増 154回	10%増 154回	

なお、化学物質については、主要取扱品（水酸化ナトリウム）の年間総計が1t以下であり、PRTF  
該当しない為、保管（施錠）・在庫管理等社内基準運用にて管理している。

## 5. 環境改善目標と実績

2022年度環境活動実績(2022年4月～2023年3月)

環境改善目標		具体的方策	目標値	実績値	評価
二酸化炭素排出量の削減	電力使用量 基準年度比 2%削減	・設備電源の空転時停止 ・エアコン温度、運転の適正管理 ・休憩時間の消灯 ・廊下やトイレの不必要な電灯の消灯 ・コンプレッサーの圧力適正化	64,716kWh 1%削減	54,996kWh 15.8%削減	A
			29,704 kg-CO <sub>2</sub>	25,243 kg-CO <sub>2</sub>	
	燃費 (軽油使用量) 基準年度比 1%向上 収集運搬車	・アイドリングストップ ・空吹かしの抑制 ・エコ運転の推進	4.47km/L 1%向上 (54,685ℓ)	5.98km/L 35%向上 (41,150ℓ)	A
			141,087 kg-CO <sub>2</sub>	106,167 kg-CO <sub>2</sub>	
総排出量(又は水使用量)の削減 基準年度比 2%削減		・トイレ等の無駄な使用を抑える ・給水車への入水時間の管理	821m <sup>3</sup> 1%削減	651m <sup>3</sup> 21.4%削減	A
環境・教育・啓発活動 基準年度比 維持		・事務所周辺のゴミ拾い	月1回(12回) 維持	12回 1	A
分別・リサイクル推進活動 3%向上		・排出者の選定 ・分別方法の決定 ・排出者への指導及び提案	140回 1%向上	154回 10%向上	A

評価記号 A:良好(100%以上) B:やや不足(90~100%) C:不適合(90%以下)

※CO<sub>2</sub> 排出係数: 中部電力; (2022年実績) 0.459Kg-CO<sub>2</sub>/kWh ガソリン; 2.32Kg-CO<sub>2</sub>/ℓ

軽油; 2.58Kg-CO<sub>2</sub>/ℓ 灯油2.49Kg - CO<sub>2</sub>/ℓ 出展: 2022年 環境省

### 管理項目での実績

管理項目	具体的施策	項目	単位	実績		
				2020年度	2021年度	2022年度
グリーン購入の推進	・事務用品購入時にエコ商品を購入	エコ品目	品目	7	16	17
化学物質使用量	・維持	取扱量	kg	150	150	1,000
燃料	軽油	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	12,603(4,885ℓ)	12,820(4,969ℓ)	5,069(2,185ℓ)
	重機			2,911(1,255ℓ)	5,628(2,426ℓ)	4,482(1,932ℓ)
	ガソリン			561(242ℓ)	805(347ℓ)	800(345ℓ)
自社排出量	・印刷物の抑制	一般廃棄物	t	1.09	0.04	0.28
		産業廃棄物		369.54	268.58	610.89

		実績		
項目	単位	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化炭素 総排出量 (電力+軽油+ガソリン)	kg-CO <sub>2</sub>	198,029	157,611	151,779

### 管理項目の状況

グリーン購入においては、今後もリサイクル品の選択に努める。

自社排出の廃棄物においては、総排出量(産業廃棄物)が610.89tとあるが、その内155.31tは官公庁の入札業務により排出されたものによるものであり、純粋たる排出量は455.58tである。

二酸化炭素の総排出量では、エコ運転や運行ルートの見直し改善等により収集運搬車用の軽油使用量が大幅に低減し、二酸化炭素総排出量を低減することができた。

## 5. 1 具体的環境活動の評価

### ☆ 電力使用量の削減について

目標値を上回る成果が出たが、増加する月もある為、電力削減を心がける様指導を行った。

☆ 燃費向上については、かなりの達成率をだすことができた。

☆ 水使用量の削減については、引続き事務所と現場の連携により無駄な給水を省けた。

☆ 環境・教育・啓発活動については、日々の朝礼で指導を行った。

☆ 廃棄物の分別・リサイクル推進活動について、排出者への指導、提案が定着しはじめた。継続して活動を進めていく。

## 5. 2 2023年度の活動についての今後の課題

環境問題に目を向け、環境保護活動も視野に入れたい。

また、優良認定取得に向けての取り組みを早急に進めたい。

・電力や水使用量の削減については、創意工夫で更に実績を上げる。

・燃費向上については、更なる創意工夫で目標達成に努めたい。

・廃棄物の分別・リサイクル推進活動についても随時確認し、リサイクル向上にむけて実績をあげたい。また、発酵施設新設にあたり、特殊肥料生産販売に向けて実績をあげたい。

## 6. 環境関連法規の順守状況

当社の事業活動に制約を受ける環境関連法規制等については、適用される主な環境関連法とその要求事項の概要を別表1に示す。

適用される関連法の順守状況を定期的に確認し、評価の結果、違反はなかった。

また関係機関等からの違反の指摘・苦情・訴訟はなかった。

## 7. 最高責任者による全体の評価見直しの結果

### 7. 1 全体評価

目標値の見直しを行ったが、気を引き締めてこれまで以上に取組を強化していこう。

### 7. 2 見直し評価

環境マネジメントシステムは、スムーズに運用されているので、環境改善目標の変更も必要ない。

## 8. コミュニケーション

工場見学14名受入れた。

以上

別表1 適用される法的及びその他の要求事項の概要

区分	名称	要求事項	対象施設・項目	管理部門
大気	気候変動適応法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動の内容に即した気候変動適応に努める(熱中症対策、ハザードマップ確認等の取組)</li> <li>国、地方公共団体の施策に協力する</li> </ul>	本社 津賀事業所	事務所 津賀事業所
	オフロード法	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な燃料使用及び点検の実施</li> </ul>	積替え保管施設 中間処理施設	津賀事業所
	自動車 NOx・PM 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>NOx、PM 排出抑制のための措置</li> </ul>	自動車	事務所
水質	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準の順守</li> <li>汚濁負荷量の測定及び記録</li> </ul>	排水処理施設	津賀事業所
	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置の届出</li> <li>法定検査(1回/年)</li> <li>保守点検、清掃の実施(規則6条1、2)</li> <li>浄化槽管理士資格保有</li> </ul>	浄化槽	事務所
廃棄物	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物収集運搬業許可更新</li> <li>排出事業者との委託契約の締結</li> <li>産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可更新</li> <li>排出事業者、収集運搬業者、処分業者との委託契約の締結</li> <li>廃棄物置場の保管基準の順守</li> <li>産業廃棄物積替え保管基準の順守</li> <li>産業廃棄物中間処理基準の順守</li> <li>帳簿の備付</li> <li>マニフェストの保管</li> <li>産業廃棄物の委託契約の締結とマニフェスト(二次)を処分委託の都度交付し回収、交付状況報告</li> <li>水銀使用産業廃棄物の適正処理</li> </ul>	一般廃棄物 産業廃棄物	事務所 津賀事業所
	フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用時：簡易点検(廃棄後3年記録保存)</li> <li>廃棄時：回収、運搬、破壊に要する料金支払委託確認書、引取証明書保存(3年)</li> </ul>	業務用エアコン	事務所
リサイクル	資源有効利用促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期使用、再生資源・部品利用の努力義務</li> </ul>	パソコン	事務所 津賀事業所
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払</li> </ul>	エアコン	
	小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済み小型家電の処理</li> </ul>	携帯電話、デジカメ	
	プラスチック資源循環促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック産業廃棄物の排出抑制、再資源化</li> </ul>	プラスチック廃棄物	
化学物質	自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検又は買替時リサイクル料の支払</li> </ul>	自動車	
	毒物及び劇物取締法	<ul style="list-style-type: none"> <li>盗難防止の措置、一般の人が近づけない措置</li> <li>飛散、漏れ、流れ出し等地下浸透の防止策</li> <li>容器及び貯蔵場所に表示</li> <li>SDSの管理</li> </ul>	水酸化ナトリウム	津賀事業所
三重県条例	消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定可燃物貯蔵又は取扱い届出</li> </ul>	紙くず、木くず	津賀事業所
	三重県環境基本条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止、環境保全、環境負荷低減、市町への協力</li> </ul>	排気、排水、廃棄物等	事務所 津賀事業所
	三重県生活環境の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出抑制、自動車対策(アイドリングストップなど)</li> </ul>	自動車	事務所
	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の適正処理</li> <li>委託処理場の能力確認</li> </ul>	産業廃棄物等	事務所 津賀事業所
その他の要求事項	三重県地球温暖化対策推進条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出抑制、自動車対策(アイドリングストップ等)</li> </ul>	自動車	事務所
	鈴鹿市廃棄物処理条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実績報告書</li> </ul>	一般廃棄物	事務所
	グリーン購入法	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達</li> </ul>	事務用品等	事務所
	地域との協定・覚書	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺自治会との協定</li> </ul>	津賀事業所	事務所